

公益財団法人 日本下水道新技術機構

第 14 回評議員会議事録

- 1 開催された日時 平成 30 年 6 月 20 日（水）13 時 00 分から 14 時 47 分
- 2 開催された場所 公益財団法人 日本下水道新技術機構 8 階特別会議室
- 3 評議員総数 9 名
- 4 出席評議員数 8 名
（出席）小川 健一 楠田 哲也 小池 剛 曾小川久貴
手島 康博 野村 喜一 松木 晴雄 山下 研二
（欠席）松尾 友矩

（監事出席） 穂本 守雄 丸山 淳一

5 議 題 議 案

「平成 29 年度決算関係書類」の承認に関する件
報告事項

- 1 理事会決議事項
平成 29 年度事業報告
- 2 理事会審議事項
財産管理運用規程の一部改正について
- 3 理事会報告事項
（1）平成 29 事業年度監査報告
（2）有価証券等の内訳並びに帳簿価格、時価及び評価損益
（3）中期事業計画フォローアップ
（4）代表理事及び業務執行理事の職務執行状況報告

6 議事の経過の要領及びその結果

（1）議決に加わらない決議事項への事前申し出及び議決数の報告

神原事務局長から評議員会の決議要件について、定款第 23 条第 1 項の規定により、議決について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行うこととされていることから、評議員の中で、特別の利害関係を有するため議決に加わることができない決議事項があれば議決の前に議長に申し出をされるよう説明があった。そのうえで、本評議員会の出席者数は 9 名中 8 名出席であり、特別の利害関係を有すると申し出をされる評議員がいなければ、本評議員会での決議事項は成立することの報告があった。

（2）議長の選出

神原事務局長から議長の選出について、定款第 22 条の規定に基づき、「評議員会の議長は、その評議員会において、出席した評議員会の中から選出する」ことの説明があり、その間、江藤理事長が議事を進行した。

その後、江藤理事長が議長の推薦を求めたところ、山下評議員から『長きにわたる学識経験や機構業務をよく理解されている楠田評議員を議長に推薦す

る』との発言があり、他に推薦がなかったことから本評議員会の議長は楠田哲也評議員が選出された。

(3) 議事録署名人の報告

定款 26 条第 2 項の規定による議事録署名人は楠田議長に一任され、次の 2 名が選出された。

小川健一評議員 及び 曾小川久貴評議員

(4) 議案の審議状況及び決議結果等

○決議事項

議案 平成 29 年度決算関係書類の承認に関する件

楠田議長から、議案の「平成 29 年度決算関係書類」の承認に関する件につきましては、報告事項 1 理事会報告事項の「平成 29 年度事業報告」と関連事項として、報告事項 3(2)「有価証券等の内訳並びに帳簿価格、時価及び評価損益」及び(3)「中期事業計画フォローアップ」を併せて説明するよう発言があり、先ず、塩路専務理事から「平成 29 年度事業報告」について資料を用いて詳細な説明があった。

そのあと、事務局から本議案である決算関係書類及び関連事項について、議案資料及び関連事項資料に沿って詳細に説明が行われた。

引き続き、監事監査について報告事項 3 理事会報告事項(1)の監査報告書の説明があった。

説明終了後、本議案の承認が得られれば、平成 29 年度事業報告及び平成 29 年度決算関係書類は、「事業報告等に係る提出書」として行政庁へ提出することの説明があった。

このあと、同議案に関して、次の発言・質疑応答があった。

松木評議員 下水道の課題として、新技術の具体化というか、技術開発されたものが具体化されなければならないが、中小の自治体において新技術の評価が出来る職員が減ってきている中で、新技術の具体化に関する支援というのが、下水道機構の大きなミッションの一つではないかと考えますが、中期事業計画のフォローアップもそうだと思いますが、新技術の具体化に関する支援の状況や支援した結果が具体的にどのように採用されているかなど、情報の把握についてお教えて頂きたい。

専務理事 情報の把握というか機構の取組としては、処理場の省エネ診断について、中小の市町村も含め、力を入れて実施しておりますが、既存のシステムに対して、新技術だけではなく運転管理等も含めて、地方の職員へアプローチをして、省エネに関するアドバイスをしながら、新技術の導入に努めております。また、管きよの包括委託について、純粋な技術開発ではありませんが制度も含め、どうすれば移行がスムーズに進むのかを、公共団体と共同で試行錯誤をしながら包括委託の在り方について、共同研究を実施しております。

松木評議員 民間の立場からすると、中々新しい技術は評価が難しい部分と、採用するに当たって、改築・更新の中に具体的に新技術をどう盛り込むのか、単純な更新ではなく付加価値を付けるために、民間としても評価して頂ける新技術を開発するために努力をするが、それが具体化されなくてはならない。そういう中で色々な形で具体化のサポートをして頂いたものが、どのように具体化されたのか、機構が関わって支援したものが、これだけ具体化された実績ですというような切口で見て頂くと、民間の立場からしても、機構のミッションというものが更に明らかになるのではと思いますが、その辺をどうお考えでしょうか。

専務理事 機構の殆どの活動が、新技術の実現化支援であると考えております。例えば、技術審査では新技術を審査して、それを証明することによって、公共団体が安心して発注することができることで、新しい技術の実用化に、十分お役に立っていると思っております。

あるいは、民間との共同研究では、管理者参加型として公共団体も参加してポンプゲートという、ポンプ場を作るのではなく、ゲートにポンプを付ける簡易な新技術の研究を実施して、これにより作成されたマニュアルを公共団体の技術者がみて、不明な点があれば機構に照会等して頂いて、良ければ事業に採用されることとなります。また、この共同研究に参加した自治体に設置することにより、技術力の向上や新技術導入リスク低下にもなっております。

まさに機構というのは、新技術の実現化を目的として設立された組織だと理解をしております。

理事長 開発された新技術の成果であります技術資料、技術マニュアルが実際にどのように活用されているかについては、事業報告にも書いておりますが、フォローアップとして詳細なアンケート調査を実施しております。また、活用実績のあるものにつきましては、機関誌やホームページ等で発信して新技術の活用実績を、お知らせすることによって新技術の実現化に努めております。

また、活用実績のあるものにつきましては、機関誌やホームページ等で発信して新技術の活用実績を、お知らせすることによって新技術の実現化に努めております。

松木評議員 公共団体をサポートして頂かないと、新技術の実現化が難しい状況であり、パーツだけではなくシステム的な面でも新技術について支援して頂いて、実現化に繋がると民間としても、新技術の開発に意欲が出てくるというプラスの回転となる。機構本来の立ち位置が、実現化支援であるということですから、今後とも支援活動をお願いしたい。

理事長 出前講座やセミナーなどで説明して、実現化に向けて努力しておりますが、あえて申し上げますと、コスト面について私共では中々立ち入れない部分があまして、技術の特性や優位性等については説明できませんが、自治体が採用する際には、コスト面も含めて最終的に採用するかは自治体の判断となることから、限界もあるということをご理解頂ければと思います。

小川評議員 技術支援について、事業報告にあります、公共団体のニーズに合わせたソリューション提案について、例えばエネルギーの自立化に向けた長期ビジョンの提案などは新技術に関係しており、新技術を活用することによりエネルギーの自立化が図られるということで、新技術の実用化の支援ということが理解できますが、包括民間委託業務の事業化や発注に向け支援する調査研究は、新技術とどう関係するのか、新技術として、この技術を活用すれば効果があるというようなものがあれば教えて頂きたい。また、事業団が実施している支援事業との違いを教えて頂きたい。

理事長 エネルギー関係につきましては、公共団体に対して詳細なアンケートを実施して、公共団体が何を求めているのかを把握して、省エネについて提案・支援を実施しているところです。

包括民間委託業務につきましては、管路の包括委託について、事業団が実施をしないということから、機構へ支援について相談があり、まだ支援体制が確立されていない分野について、公共団体とともに調査研究を実施しているところですが、公共団体の実態を調査し、ビジネスモデルを提案できればと機構が行っております。

小川評議員 自治体支援の際に、ICT技術活用について、自治体からの照会はありますか、また、逆に企業からICT技術の売り込みに当たって、技術のお墨付きを頂きたいとか、そのようは話が有るのかどうか教えて頂きたい。

理事長 お墨付きの段階までは確立していませんが、今実施しているのは、雨水対策・浸入水対策において、水位計の設置がかなり進みつつあり、この水位計データと他のデータを活用して、雨水対策あるいは浸水対策に展開できないか、公共団体と共同研究として取り組んでおります。また、管の老朽化について、画像をAIを使って診断できないか、確立までは至っていませんが、これも公共団体と共同研究に取り組んでおります。

野村評議員 審査証明の基準達成型について、国交省の基準や下水道事業団の実務的なレベルではなく、もっと上の機構独自の基準としての方向性についてお聞きしたい。

また、包括委託の中で問題となっているのは、履行監視業務を誰が行うのかですが、第三者的な公的な評価が必要になった場合に、機構の立ち位置として履行監視業務を積極的にするのか、しないのか見解をお聞きしたい。

理事長 審査証明の基準達成型について、現在はコスト的な観点ではなく、構造的・力学的な基準を設けて実施しております。雨水貯留施設については、構造に関して機構独自に委員会を設置して基準を設けておりますが、現在のニーズとしては、低コストへの要望が高まっている中で、どのように対応できるか、内部的にも検討していきたいと思っております。

また、管路包括は進めるべきであり、第三者機関が支援するべきだと思っておりますが、他の公的機関が実施しないということなので、機構が実施することも有り得ると思っておりますが、技術的なポテンシャルの問題、体制的な問題あるいは定款等の規程関係で事業としての位置づけなどの検討も必要ですし、ある程度業務として本格的に行うという方向性が出た段階で評議員会にもお示したいと思っております。

曾小川評議員 貸借対照表で特定資産とその他固定資産の債券の評価方法が異なっているが、何かルールがあるのか

理事長 財務諸表に対する注記の中で、有価証券の評価基準及び評価方法についての記載がありますが、満期保有目的の債券は購入時の取得価格で、その他の有価証券で時価のあるものについては時価で、それぞれ評価しております。特定資産につきましては満期保有目的として定義づけをしております。

楠田議長 新技術を周知徹底させることは、十分にやっておられると思いますが、企業としては実際に使用されなければ意味がないので、その間を繋げるサポートが必要であり、いずれかの時点でコストについても、踏み込んだ研究をする時期が来ると思われますので、その為の準備をして頂きたい。

様々な研究もそうですが、審査証明の基準達成型について、現段階では公的な基準に対して、満足しているかということですが、最近の環境系の流行でいくと、企業運営に関わる環境系の情報がかなり入ってきているので、グリーンな指標というものについても、書いて頂く時代が来ると思われますので、コストとグリーン化の指標についての研究もスタートして頂ければと思います。

省エネのお話がありましたが、私が政令市へ操作上のデータの提

供をお願いしたところ、過去のデータがないという現実が有りましたので、政令市でさえ、このような状況ですから、中小の都市に対して機構が省エネについて支援するにしても、このような状況ですから、かなりの部分を機構が負担しないと相手側に支援が伝わらないと思われま

このあと、議長が本議案に関して意見・質問を求めたが、意見・質問はなく、議長が本議案について諮ったところ、原案どおり出席評議員全員一致で承認された。

○報告事項 2

理事会審議事項の財産管理運用規程の一部改正について
事務局より、理事会への提案理由及び理事会の審議状況について報告があった。

○報告事項 3

理事会報告事項(4)代表理事及び業務執行理事の職務執行状況報告
代表理事である江藤理事長及び業務執行理事である塩路専務理事からそれぞれ職務執行状況報告があった。

以上をもって議案の審議等を終了したので、14時47分、議長は閉会を宣し、解散した。

以上、この議事録が正確であることを証するため、議長及び議事録署名人は記名押印する。

平成 30 年 6 月 20 日

議長

楠 田 哲 也



署名人

小 川 健 一



署名人

曾 小 川 久 貴



